

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月25日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

広島県公安委員会規則第 4 号

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第18条の 5 に次の 1 号を加える。

(8) 暴力団等に係る事件関係者等の保護対策に関すること。

第18条の 6 第 4 号中「こと」の次に「(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第 2 条 広島県警察の組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第34条の 3 を第34条の 4 とし、第34条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(組織犯罪対策局長)

第34条の 3 刑事部に組織犯罪対策局長を置く。

2 組織犯罪対策局長には、警視正又は警視の階級にある警察官をもつて充てる。

3 組織犯罪対策局長は、上司の命を受け、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌する事務を掌理する。

4 組織犯罪対策局長は、上司の命を受け、組織犯罪対策に関する事務を総括的に整理する。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成27年 4 月 1 日から施行する。